

大腸がん検診

大腸がんは早期の自覚症状がありません。40歳になったら毎年1回大腸がん検診を受けましょう。

日時 12月7日(月)・8日(火)・22日(火)・令和3年1月29日(金) 午前9時30分～11時、午後1時30分～3時

※検査容器を配布します
会場 市保健センター
対象 市の大腸がん検診を今年度まだ受けていない40歳以上の(人間ドック受診者・治療中・経過観察中の人は除く)
検診料 500円(70歳以上は無料)
 持ってくる物 受診票

その他 予約不要ですが、混雑時は時間調整をお願いすることがあります

問い合わせ 健康づくり課(☎④2808)

身体障害に関する巡回相談会

身体障がいに関する相談や車いすなどの補装具の給付の相談を受け付けます。

※相談は全て予約制です

日時 令和3年1月6日(水) 午前10時～正午

会場 市福祉会館

※障がい重いなどの理由で会場まで来ることができない人は、こちらから訪問して相談に応じますので事前に連絡してください

相談内容 ▽身体に障がいのある人に関する各種相談▽補装具の要否判定・整形外科のみ
 持ってくる物 印鑑・身体障害者手帳

申し込み・問い合わせ 12月21日(月)までに電話で福祉課(☎④2384)へ

その他

農業研修センター 定期使用登録説明会

令和3年度から、年間を通して定期的に農業研修センターを使用する団体は事前に登録が必要になります。登録を希望する団体は説明会に参加してください。

日時 令和3年1月15日(金) 午前9時30分
会場 市役所中庁舎

施設概要

所在地 緑埜980番

設備 テニスコート・グラウンド・研修室

登録受け付け

期日 令和3年1月18日(月)～2月5日(金)

受付場所 農林課

提出書類 登録申込書・団体会員名簿・規約など団体の活動内容が分かるもの

※登録申込書は説明会時および農林課窓口で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます
問い合わせ 農林課(☎④2304)

犬の手続きを忘れずに



犬の飼い主は、次のような場合に環境課の窓口で手続きをする必要があります。

▽犬を飼い始めたとき
 ▽ペットショップでの購入や、友人などから譲り受けたときは登

際には譲り受けた人に手続きをするよう伝えてください
問い合わせ 環境課(☎④2264)

不法投棄などにご注意を

12月は廃棄物適正処理推進月間です。県や市では廃棄物の不法投棄や悪質な焼却など、不適正な処理を行わないよう呼び掛けるとともに、監視や啓発を行います。

雑草が繁茂している土地や

目の届きにくい山間部などに家電製品や事業ごみなどの廃棄物を不法に投棄する人もいますので、土地の所有者や管理者は定期的に見回りを行いましょう。また、不審者などを発見したときは、市環境課へ連絡してください。

都市計画の変更の縦覧

東平井工業団地第二期地区における都市計画の変更を11

月6日付けで行いましたので、関係図書を縦覧します。

縦覧場所 市都市計画課・県都市計画課・藤岡土木事務所

都市計画の変更

県決定 藤岡都市計画区域区分の変更(市街化調整区域から市街化区域への編入)

市決定 藤岡都市計画用途地域の変更(工業専用地域への編入)▽藤岡都市計画地区計画の変更(地区計画の追加)

▽藤岡都市計画緑地の変更(東平井緑地の追加)▽藤岡都市

冬の県民交通安全運動

12月1日(火)～10日(木)

サブスローガン

「ちょっとなら」
 大きな間違い
 飲酒運転



運動の重点項目

子供と高齢者の交通事故防止

急な飛び出しや不用意な横断を予測し、子どもや高齢者の安全を守る運転を心掛けましょう。

夕暮れ時の早めのライト点灯と反射材等の着用促進

歩行者・自転車は、夕暮れ時や夜間の外出には、明るい服装で反射材を着用しましょう。運転者は、早めにライトを点灯しましょう。夜間運転ではライト上向きが原則です。対向車などに配慮しながら、こまめにライトの上向き・下向きを使い分けましょう。

飲酒運転の根絶

年末にかけて飲酒をする機会が増える時期です。飲酒運転は悲惨な重大事故を引き起こす危険性が高い悪質な犯罪であることを認識し、一人一人が飲酒運転の根絶に取り組みましょう。

問い合わせ 地域安全課(☎④2245)



御荷鉾スーパー林道 冬季通行止め

期間 12月10日(木)～
 令和3年4月20日(火)
問い合わせ 土木課
 (☎④2324)

録が必要です▽狂犬病予防接種が済んだとき
 ▽狂犬病予防注射を接種した後、済票の交付を受ける必要がありますので、接種時に動物病院から発行される証明書を持参してください(群馬県獣医師会所属の動物病院で接種した場合は不要)▽犬の死亡や行方不明のとき
 ▽犬の管理台帳から抹消します▽飼い主が死亡したとき
 ▽家族などの新しい所有者に名義変更をしてください
 ▽犬を譲渡したとき
 ▽譲渡した人の手続きは不要ですが、譲り受けた人は所有者変更の手続きが必要です。譲渡する

計画土地区画整理事業の変更(東平井打越地区の追加)
問い合わせ 都市計画課(☎④2824)

若者サポートステーション

働く意欲はあるが、働くことに対して悩みを抱えている若者や、就職氷河期世代の人のサポートを行います。

ぐんま若者サポートステーション
開設日時 月～金曜日および第2・4土曜日、午前10時～午後6時
 ※祝日・年末年始を除く
会場 前橋テルサ(前橋市千代田町)

藤岡出張相談会

開設日時 毎月第2火曜日、午前10時～正午
会場 市役所本庁舎
定員 各回2組(先着順)

共通事項

内容 職業・社会的自立を図るためのキャリアカウンセリングや、講座・職場体験など、個別かつ継続的なサポートを行います

対象 現在在学中でなく、働いていない15歳～49歳までの人とその家族

費用 無料

申し込み ぐんま若者サポートステーション(☎④027・233・2330)

問い合わせ ぐんま若者サポートステーション・商工観光課(☎④2319)